

令和7年第1回定例会3月議会提出委員会・議員提出議案(2)

議 案 名

委員会提出議案第1号 明石市議会会議規則の一部を改正する規則制定のこと

〃 第2号 明石市議会委員会条例の一部を改正する条例制定のこと

議員提出議案第2号 児童通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）
の所得制限撤廃を求める意見書提出のこと

委員会提出議案第1号

明石市議会会議規則の一部を改正する規則制定のこと

明石市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月25日提出

明石市議会議長

辰 巳 浩 司 様

議会運営委員会

委員長 榎 本 和 夫

明石市議会会議規則の一部を改正する規則

明石市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 （略）</p> <p>第9節 <u>公聴会及び参考人</u>（第76条—第82条）</p> <p>第10節～第11節 （略）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第89条—<u>第93条の2</u>）</p> <p>第2節～第5節 （略）</p> <p>第3章～第6章 （略）</p> <p>第7章 補則（<u>第160条の2—第161条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>（議席）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 議席には、番号（氏名）標を<u>付ける</u>。</p> <p>第4条～第5条 （略）</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第6条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したと</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 （略）</p> <p>第9節 <u>公聴会、参考人</u>（第76条—第82条）</p> <p>第10節～第11節 （略）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第89条—<u>第93条</u>）</p> <p>第2節～第5節 （略）</p> <p>第3章～第6章 （略）</p> <p>第7章 補則（<u>第161条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>（議席）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 議席には、番号（氏名）標を<u>付ける</u>。</p> <p>第4条～第5条 （略）</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第6条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了した</p>

きは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

第7条 (略)

(会議時間)

第8条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 (略)

第9条～第11条 (略)

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもつて行う。

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。ただし、事情の変更があつたときは、この限りでない。

第15条 (略)

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発

ときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

第7条 (略)

(会議時間)

第8条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは_____、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(新設)

3 (略)

第9条～第11条 (略)

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもつて行なう。

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。ただし、事情の変更があつたときは、この限りでない。

第15条 (略)

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定

議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第17条 他の事件に先立つて表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

第21条 (略)

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、さらにその日程を

の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第17条 他の事件に先立つて表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

(新 設)

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

第21条 (略)

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、さらにその日程を定

定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて延会することができる。

(選挙の宣告)

第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第25条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第30条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定

めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。

(選挙の宣告)

第24条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第25条 選挙を行なう際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第24条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第27条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(投票)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第30条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

(新 設)

による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(選挙結果の報告)

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 (略)

第32条～第33条 (略)

(一括議題)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

第35条 (略)

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第136条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待つて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第38条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 (略)

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。

4 (略)

(修正案の説明)

(選挙結果の報告)

第31条～ 議長は、選挙の結果をただちに議場において報告する。

2 (略)

第32条～第33条 (略)

(一括議題)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

第35条 (略)

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第136条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第38条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 (略)

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

4 (略)

(修正案の説明)

第39条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

第40条 (略)

(討論及び表決)

第41条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

第42条 (略)

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第37条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

第45条～第48条 (略)

(発言の許可等)

第49条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

第50条 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第51条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2～3 (略)

第52条 (略)

(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

第39条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

第40条 (略)

(討論及び表決)

第41条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

第42条 (略)

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 (略)

2 前項の期限までに審査を終わらなかつたときは、その事件は、第37条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは_____、中間報告をすることができる。

第45条～第48条 (略)

(発言の許可等)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

第50条 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第51条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2～3 (略)

第52条 (略)

(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 (略)

第55条 (略)

(発言の時間及び回数の制限)

第56条 (略)

2 前項の制限について、出席議員8分の1以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題の直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終わつたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

第60条～第61条 (略)

(緊急質問等)

第62条 (略)

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 (略)

第55条 (略)

(発言の時間及び回数の制限)

第56条 (略)

2 前項の制限について、出席議員8分の1以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題の直接関係のあるもの又はただちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、ただちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終わつたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

第60条～第61条 (略)

(緊急質問等)

第62条 (略)

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、ただちに制止しなければならない。

(準用規定)

第63条 質問については、第59条((質疑又は討論の終結))の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第65条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第66条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

第67条 (略)

(条件の禁止)

第68条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第69条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員8分の1以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員8分の1以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

第70条の2～第71条 (略)

(選挙規定の準用)

(準用規定)

第63条 質問については、第59条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第65条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、ただちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布にかえることができる。

(表決問題の宣告)

第66条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

第67条 (略)

(条件の禁止)

第68条 表決には、条件を附けることができない。

(起立による表決)

第69条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員8分の1以上から異議があるときは、議長は、記名投票又は無記名投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員8分の1以上から要求があるときは、記名投票又は無記名投票で表決をとる。

2 (略)

第70条の2～第71条 (略)

(選挙規定の準用)

第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了）、第30条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで、第31条（選挙結果の報告）第1項及び第32条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

第73条 （略）
（簡易表決）

第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員8分の1以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

（表決の順序）

第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第76条～第77条 （略）

第9節 公聴会及び参考人

（公述人の決定）

第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 （略）

第79条～第81条 （略）

第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了）、第30条（開票及び投票の効力）、第31条（選挙結果の報告）第1項及び第32条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

第73条 （略）
（簡易表決）

第74条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員8分の1以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第76条～第77条 （略）

第9節 公聴会、参考人

（公述人の決定）

第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 （略）

第79条～第81条 （略）

(参考人)

第82条 (略)

2 参考人については、第79条((公述人の発言))、第80条((議員と公述人の質疑))及び第81条((代理人又は文書による意見の陳述))の規定を準用する。

(会議録の記載事項)

第83条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) (略)

2 (略)

(会議録の配布)

第84条 会議録は、議員及び関係者に配布 _____

_____ (削る)

_____する。

(会議録に掲載しない事項)

第85条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条((発言の取消し又は訂正))の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第86条 会議録に署名する議員 _____

_____ (削る)

_____は、3人とし、議長が会議において指名する。

第87条～第89条 (略)

(欠席の届出)

第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、

(参考人)

第82条 (略)

2 参考人については、第79条から前条までの規定を準用する。

(会議録の記載事項)

第83条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) (略)

2 (略)

(会議録の配布)

第84条 会議録は、議員及び関係者に配布 (会議録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式

その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第86条において同じ。)をもつて作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録に掲載しない事項)

第85条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第86条 会議録に署名する議員 (会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる

措置をとる議員)は、3人とし、議長が会議において指名する。

第87条～第89条 (略)

(欠席の届出)

第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、

出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第91条～第93条（略）

（出席委員に関する措置）

第93条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第94条（略）

（一括議題）

第95条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

第96条（略）

（審査順序）

第97条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行うを例とする。

（先決動議の表決順序）

第98条 他の事件に先立つて表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

（動議の撤回）

第99条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならぬ。

第100条～第108条（略）

出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第91条～第93条（略）

（新設）

第94条（略）

（一括議題）

第95条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

第96条（略）

（審査順序）

第97条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行なうを例とする。

（先決動議の表決順序）

第98条 他の事件に先立つて表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

（動議の撤回）

第99条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

（新設）

第100条～第108条（略）

(委員会報告書)

第109条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第110条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第111条～第112条 (略)

(発言の許可)

第113条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

第114条 (略)

(発言内容の制限)

第115条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員という。）」に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申し出があつたときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第117条 委員長が、委員として発言しようとす

(委員会報告書)

第109条 委員会は、事件の審査又は調査を終つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第110条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第111条～第112条 (略)

(発言の許可)

第113条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

第114条 (略)

(発言内容の制限)

第115条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員_____に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その許否を決める。

(新 設)

(新 設)

(委員長の発言)

第117条 委員長が、委員として発言しようとす

るときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(発言時間の制限)

第118条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(発言の継続)

第119条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかつた委員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第120条 質疑又は討論が終わつたときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

第121条 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第122条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(表決問題の宣告)

第123条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第124条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条

るときは、委員席に着き発言し、発言が終つた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

(新 設)

(発言時間の制限)

第118条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の継続)

第119条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかつた委員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第120条 質疑又は討論が終つたときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

第121条 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第122条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(表決問題の宣告)

第123条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第124条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。_____

第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(条件の禁止)

第125条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第126条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名投票又は無記名投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第127条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名投票又は無記名投票で表決を採る。

2 (略)

第128条～第129条 (略)

(選挙規定の準用)

第130条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第27条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第28条((投票))、第29条((投票の終了))、第30条((開票及び投票の効力)) 第1項から第3項まで及び第31条((選挙結果の報告)) 第1項の規定を準用する。

第131条 (略)

(簡易表決)

第132条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第133条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠い

(新 設)

(条件の禁止)

第125条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第126条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名投票又は無記名投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第127条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名投票又は無記名投票で表決をとる。

2 (略)

第128条～第129条 (略)

(選挙規定の準用)

第130条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了)、第30条(開票及び投票の効力)、及び第31条(選挙結果の報告) 第1項の規定を準用する。

第131条 (略)

(簡易表決)

第132条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第133条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠い

ものから先に表決を採る。ただし表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

- 2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第134条 (略)

- 2 請願者が法人である場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3～4 (略)

- 5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第135条 (略)

(請願の委員会付託)

第136条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第137条 (略)

2 (略)

- 3 前項の場合において、法第109条第9項の規

ものから先に表決をとる。ただし表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

- 2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第134条 (略)

- 2 請願者が法人である場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3～4 (略)

(新 設)

(新 設)

第135条 (略)

(請願の委員会付託)

第136条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第137条 (略)

2 (略)

(新 設)

定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第138条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により (削る) 議長に報告しなければならない。

(1)～(2) (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第139条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第140条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第141条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。

3 (略)

第142条～第143条 (略)

(資格決定の審査)

第144条 前条の要求については、議会は、第36条 ((議案等の説明、質疑及び委員会付託))

(新設)

(請願の審査報告)

第138条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)～(2) (略)

(新設)

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を附記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第139条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第140条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第141条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決定する。

3 (略)

第142条～第143条 (略)

(資格決定の審査)

第144条 前条の要求については、議会は、第36条 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第

第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第145条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第146条 (略)

(携帯品)

第147条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

第148条～第151条 (略)

(資料等の配布許可)

第152条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

第153条 (略)

(議長の秩序保持権)

第154条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮つて定める。

(懲罰動議の提出)

第155条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条((秘密の保持))第2項又は第112条((秘密の保持))第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第156条 懲罰については、議会は、第36条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第3項の

3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第145条 議会在議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第146条 (略)

(携帯品)

第147条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

第148条～第151条 (略)

(資料等印刷物の配布許可)

第152条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

第153条 (略)

(議長の秩序保持権)

第154条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて定める。

(懲罰動議の提出)

第155条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条(秘密の保持)第2項又は第112条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第156条 懲罰については、議会は、第36条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の

規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(代理弁明)

第156条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第157条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。

(出席停止の期間)

第158条 出席停止は、10日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又はすでに出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第159条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

第160条 (略)

(電子情報処理組織による通知等)

第160条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を

規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(新設)

(戒告又は陳謝の方法)

第157条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行なうものとする。

(出席停止の期間)

第158条 出席停止は、10日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又はすでに出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第159条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、ただちに退去を命じなければならない。

第160条 (略)

(新設)

いう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第19条((日程の作成および配布))、第65条((答弁書の配布))、第84条((会議録の配布))、第135条((請願文書表の作成および配布))第1項及び第136条((請願の委員会付託))第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早

い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第160条の3 この規則の規定(第27条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))第1項(第72条((選挙規定の準用))において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等に

(新 設)

については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

(会議規則の疑義に対する措置)

第161条 この規則の疑義は、議長が決定する。
ただし、議員から異議があるときは、会議に諮^つて決定する。

以下略

(会議規則の疑義に対する措置)

第161条 この規則の疑義は、議長が決定する。
ただし、議員から異議があるときは、会議にはかつて決定する。

以下略

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

本案は、地方自治法の改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化を図るなど、所要の整備を図ることにつき、規則の一部を改正しようとするものである。

委員会提出議案第2号

明石市議会委員会条例の一部を改正する条例制定のこと

明石市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月25日提出

明石市議会議長

辰 巳 浩 司 様

議会運営委員会

委員長 榎 本 和 夫

明石市議会委員会条例の一部を改正する条例
 明石市議会委員会条例（昭和42年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）建設企業常任委員会 7人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>上下水道局の所管に属する事項</u></p> <p>第2条の2～第8条（略）</p> <p><u>（委員会の開会方法の特例）</u></p> <p>第8条の2 <u>委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第14条（（秘密会））第1項の秘密会は、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p>4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>第9条（略）</p> <p>（会議定足数）</p> <p>第10条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第12条（<u>（委員長及び委員の除斥）</u>）の規定による除斥のため半数に達しないときはこの限りでない。</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）建設企業常任委員会 7人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>水道局の所管に属する事項</u></p> <p>第2条の2～第8条（略）</p> <p><u>（新 設）</u></p> <p>第9条（略）</p> <p>（会議定足数）</p> <p>第10条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第12条（<u>（委員長及び委員の除斥）</u>）の規定による除斥のため半数に達しないときはこの限りでない。</p>

第11条～第13条 (略)

(秘密会)

第14条 (略)

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮つて決める。

(出席説明の要求)

第15条 (略)

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第16条 (略)

(秩序保持に関する措置)

第17条 (略)

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 (略)

(公聴会開催の手続)

第18条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第19条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第20条第3項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第19条の5において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第19条の2 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述

第11条～第13条 (略)

(秘密会)

第14条 (略)

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会にはかつて決める。

(出席説明の要求)

第15条 (略)

(新 設)

第16条 (略)

(秩序保持に関する措置)

第17条 (略)

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 (略)

(公聴会開催の手続)

第18条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見をきこうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第19条 (略)

(新 設)

(公述人の決定)

第19条の2 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述

人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(公述人の発言)

第19条の3 (略)

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 (略)

第19条の4 (略)

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第19条の5 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができる。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第19条の6 (略)

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 参考人については、第19条の3 ((公述人の発言)) から第19条の5 ((代理人又は文書等による意見の陳述)) までの規定を準用する。

(記録)

第20条 (略)

(削る)

人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(新設)

(公述人の発言)

第19条の3 (略)

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 (略)

第19条の4 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第19条の5 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第19条の6 (略)

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

(新設)

3 参考人については、第19条の3 (公述人の発言)、第19条の4 (委員と公述人の質疑)及び第19条の5 (代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第20条 (略)

2 前項の記録は、電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供され

<p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>	<p>るものをいう。）によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、<u>法第123条第3項の規定を準用する。</u></p> <p>3 前2項の記録は、議長が保管する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>
---	---

<p>備考</p> <p>1 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>2 改正の欄に「(削 る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。</p> <p>3 現行の欄に「(新 設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

本案は、明石市水道事業の設置等に関する条例の全部改正に伴い、常任委員会の所管に係る規定の整備を図るほか、オンライン委員会の開会方法について定めるなど、所要の整備を行うことにつき、条例の一部を改正しようとするものである。

議員提出議案第2号

児童通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の所得制限撤廃を求める意見書提出のこと

児童通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の所得制限撤廃を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年3月25日提出

明石市議会議長

辰 巳 浩 司 様

明石市議会議員 三 好 宏

同 黒 田 智 子

同 上 田 雅 彦

同 飯 田 伸 子

同 林 丸 美

同 井 藤 圭 順

同 辻 本 達 也

児童通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）
の所得制限撤廃を求める意見書

児童福祉法に基づく児童通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の利用者負担額は、子どもの障害の程度や事情とは全く関係のない「親の収入」によって決まります。

ほとんどの世帯（生活保護受給世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割28万円未満世帯（以下「一般1」という。））の障害児は、ひと月あたり何回通所しても0～4,600円で利用できます。しかし、所得制限基準とされる、世帯の収入が概ね890万円（市民税所得割28万円以上世帯（以下「一般2」という。））を超えると利用者負担額が跳ね上がり、ひと月最大37,200円、他世帯の8倍以上の利用料がかかります。

この家庭の支払い能力を超えた上限負担額設定がサービスの「利用控え」を引き起こし、障害児本人の自立や社会参加機会が制限され、成長に悪影響が出てしまいます。児童通所サービスは、障害がある子どもの一日一日の成長や発達、きょうだい児や家族の人生を支える命綱です。所得制限を回避するための働き控えも発生しており、社会にとっても大きな損失です。

障害児本人の福祉は親の収入に紐づけられるものではありません。子の障害と親の収入には何の関連性もありません。親の納税額に応じて、我が子の福祉が反比例する制度は実に不条理です。一般2の世帯の上限負担額を一般1の世帯と同様の一律の額とするか、引き下げるべきであります。また、現行の所得制限制度による「利用控え」の実態調査も必要です。

よって、国においては、児童通所サービスの所得制限を撤廃し、障害があるすべての子どもに療育の機会を平等に保障し、子どもの最善の利益を実現するため、下記の事項を措置されるよう強く要望します。

記

1. 児童通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の利用者負担額において、一般2の世帯に課されている所得制限を是正・撤廃すること。
2. 児童通所サービスの所得制限による「利用控え」の実態を調査すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

兵庫県明石市議会